



塚口本店：尼崎市南塚口町 2-6-27 /TEL06-6429-1301
塚口支店：尼崎市南塚口町 2-12-18 /TEL06-6940-6421
川西支店：川西市栄根 2-6-37 /TEL072-767-7770
西宮支店：西宮市甲斐園 1-10-8 /TEL0798-78-7676
岡場支店：神戸市北区有野中町 2-17-2 /TEL078-982-4119



年末調整に関しまして

【年末調整チェックリスト】 年末調整のチェック時に、ご活用ください。

区分	チェック項目	備考
扶養控除 配偶者(特別) 控除	☐ 給与所得者本人と生計を一にする親族の各合計所得は58万円以下ですか。	左記は、扶養親族の要件になります。
	☐ 給与所得者本人と生計を一にする親族のうち、その年の12月31日現在の年齢が16歳以上の方はいますか？	平成21年1月1日以前に生まれた方が、控除対象扶養親族となります。
	☐ 別居している家族や親族と生計を一にする事実がありますか。	生計を一にするとは「日常の生活の資を共にすること」を指します。別居している家族等に生活費などを常に送金している場合も当てはまります。
	☐ 給与所得者本人の合計所得金額は1,000万円以下ですか。	給与所得者本人の合計所得が1,000万円を超える場合、配偶者控除や配偶者特別控除を受けることができません。
	☐ 配偶者控除と配偶者特別控除を重複適用していませんか。	配偶者の合計所得が、58万円超133万円以下(年収123万円超201万円以下)の場合、配偶者特別控除を適用できます。
	☐ 寡婦、ひとり親控除の判定は正しく行われていますか。	「ひとり親」は、現在婚姻関係がなく、生計を一にする子がいる者、「寡婦」は、夫と離婚、又は死別後に再婚しておらず、扶養親族がいる者です。またどちらの控除も、本人の合計所得金額が500万円以下という要件があります。
	☐ 控除対象扶養親族が国外で居住している（非居住者である）場合、「親族関係書類」及び「送金関係書類」を給与の支払者(会社)に提出、又は提示していますか。	「親族関係書類」とは、戸籍の附票の写しやパスポートの写し等が該当します。また「30歳以上70歳未満の非居住者」は、原則、扶養控除の対象外ですが、例外として「留学生」「障害者」「生活費教育費として年間38万円以上の送金を受けている者」であれば、対象となります。
生命保険料 社会保険料 地震保険料 控除	☐ 生命保険料控除の対象とする生命保険契約のうち、その保険金等の受取人は、一定の範囲内の人となっていますか。	保険金等の受取人が一定の範囲内の人(その保険料の払込みをする者、又はその配偶者その他の親族とする者)であることが要件です。
	☐ 支払った保険料から、余剰金や割戻金を控除していますか。	支払った保険料から、余剰金や割戻金を差し引いた額が支払保険料となり、一定の範囲内で控除ができます。
	☐ 申告した保険料や掛金は、給与所得者本人が支払いましたか。	生命保険料控除・社会保険料控除・地震保険料控除の適用は保険料や掛金を支払った方が対象です。
	☐ 保険料・掛金等の支払に関する証明書類はありますか。	会社からの天引きでない場合は納付事実を確認しましょう。
住宅借入金等 特別控除	☐ 以下3点全て当てはまりますか。 ①住宅の取得をした人と所得者本人は同一人です。 ②本年12/31まで引き続き居住しています。 ③借入等をしている人と申告者は同一人です。	住宅借入金等特別控除とは、住宅ローン等を利用してマイホームの新築や取得、増改築した場合に、一定の要件のもとで所得税額を控除できます。年末調整で住宅借入金等特別控除を受けるためには、下記の資料が必要です。 ①金融機関発行：住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書 ②税務署発行：給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書
	☐ 申告する住宅ローン控除は2年目以降ですか。	1年目は年末調整では控除できません。確定申告が必要となります。

【改正事項】 2025年の年末調整における改正事項です。

① 基礎控除・給与所得控除の引き上げ

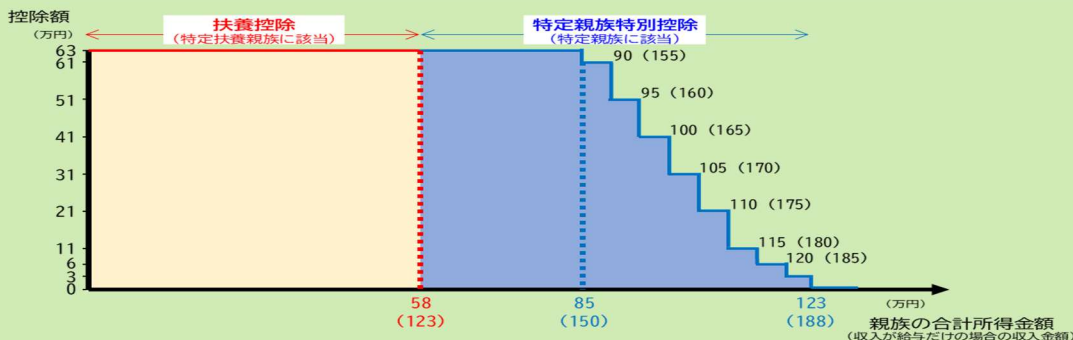
基礎控除が48万円→58万円に、給与所得控除の最低額が55万円→65万円に引き上げられます。なお基礎控除については、132万円以下の場合48万円→95万円となります。その結果、所得税がつかからない年収ラインは103万円→160万円に拡大。

② 扶養控除・配偶者控除の所得要件の緩和

従来は「合計所得48万円以下」(給与収入ベースで103万円以下)が条件でした。改正後は「合計所得58万円以下」(給与収入ベースで123万円以下)に拡大。その結果、少し収入がある扶養親族や配偶者も控除対象に含めやすくなります。

③ 特定親族特別控除の新設

2025年度から新設される控除で、対象は19歳以上23歳未満の親族(大学生など)。所得要件は合計所得58万円超～123万円以下(給与収入なら約123万円超～188万円以下)。控除額は最大63万円から段階的に減り、最低3万円まで減減。



内容に関するお問い合わせ・ご相談はひょうご税理士法人までお願いします。(担当:矢内)